

税租をめぐるって

越智, 重明
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24504>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 3, pp.1-16, 1974-12-27. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

税 租 を め ぐ つ て

越 智 重 明

は し が き

スタイン将来漢文第六一三号文書に税租という言葉が見える。これについてはすでに諸先学の研究があり、筆者もかつてこれにふれたことがあつた。この場合の税租は単に租税を意味するものとして理解すべきでなく、むしろ租税のなかで特定の内容をもつものとすべきである。本稿はそれが兵役を免ぜられた代りに出す免役税であることをとりあげ、あわせてそれとの関連において西魏、北周の力役制度にふれる。なお本稿は、東洋学報第五六巻第一号、拙稿、「西魏、北周、北斉の均田制をめぐって」の補論的性格をもつものである。ところで、右の文書全体を掲げるのには多大の紙数を必要とするし、またすでに東洋学報第三七巻第二号・第三号、山本達郎氏、「敦煌発見計帳様文書残簡(上)・(下)——大英博物館所蔵スタイン将来漢文文書六一三号——」、北海道大学文学部紀要一九一四、池田温氏、「中国古代籍帳集録」にそれが掲載されていることでもあるので本稿では文書全体を掲げることはせず、必要に応じて部分的にそれを引用することとする(1)。(A文書、B文書という区分けは山本氏の右掲のものによる。また、A文書の記載年次についてはそれが大統十三年当時のことを記載したものであるという山本氏の見解に従う。)

本節は、西魏、それを継承した北周の力役制度を、次節の考察に必要な範囲で概観する。

まず、西魏、その後身の北周が周礼の制度に依拠したことについてであるが、西魏のとき宇文泰のもとで漢人官吏蘇綽らの尽力によつて大統十年(西紀五四四年)周礼に則つた新制度の体系が一応出来、十一年から西魏の版図内に施行されるに至つた。しかし蘇綽はその新制度を完成しないままに十二年に死亡した。以後、盧弁がそのあとをついで努力し、ついに西魏の恭帝の

税租をめぐつて(越智)

三年(西紀五五六年)六官の制を完成した。(西魏は同年、宇文泰の死後そのあとをついだその子宇文覺によつて滅ぼされ、これに代るものとして宇文覺による北周が出現する。)さて、蘇綽は死後太牢をもつて祭られたが、宇文泰は自らその文をつくつてゐる。彼は北周の明帝のとき、宇文泰の廟庭に配享され、隋の開皇の初めに前代に著名な名臣として、国公を追封されている。このことは蘇綽の方向づけが北周から隋初に及ぶまで尊重されていたことを察せしめるところがあろう。また、のちに述べるところに自ら明らかになように、A文書(大統十三年当時のことを記載)とB文書とは基本的に同質であるが、これらが蘇綽の方向づけの現われであつても、あるいはそこにすでに盧弁の意向が入つていても、何れにしてもそれらと盧弁のつくつた六官の制とは周礼に則るといふ基本線において同質であり、それだけに両者は具体的事実にあつても相重なることが多かつたであらうといえる。北周の制度は、基本的にこうした制度(とくに後者の六官の制)を継承しているわけである。ただし、同じ北周にあつても、時代が降ると周礼に依拠しないところも出てくる。周書卷二十四盧弁伝に、

太祖(宇文泰のこと)以魏恭帝三年、始命行之(六官の制のこと)。自茲厥後世有損益。宣帝嗣位、事不師古。官員班品随意变革。……于時雖行周礼、其内外衆職、又兼用秦漢等官。

とあるのは、その一端を物語つてゐる。

つぎに周礼の力役制度についてであるが、周礼司徒教官之職、小司徒に、

(a) 乃会万民之卒伍而用之。五人為伍、伍伍為兩、四兩為卒、五卒為旅、五旅為師、五師為軍。以起軍旅、以作田役、以比追胥、以令貢賦。

とあり、続いて、

(b) 乃均土地、以稽其人民、而周知其數。上地家七人、可任也者、家三人。中地家六人、可任也者、二家五人。下地家五人、可任也者、家二人。

とあり、さらに続いて、

(c) 凡起徒役、毋過家一人、以其余為羨。唯田与追胥竭作。

とある。鄭玄の註に、(a)について、「此皆先王所因農事而定軍令者也。……役、功力之事。追、逐寇也。……胥、伺捕盜賊也。貢、九賦也。」とあり、(c)について、「鄭司農云、羨、饒也。田、謂田獵也。追、追寇賊也。竭作、尽行。」とある。これら

は何れも従うべき見解であろう。ただし、鄭玄は(b)の「可任也者」について、その三人、二家に五人、二人を男女の力役の事にたえるものとしているが、かつて論じたように、これは力役にたえる男子の壮丁(以下、壮丁という場合はすべて男子の壮丁のこととする。)を意味しているときべきである(2)。ところで、周礼に見える力役には、他に官庁の用に供される胥徒がある。周礼家宰治官之属に、

胥十有二人、徒百有二十人。

とあり、その鄭玄の註に、

此民給徭役者。若今衛士矣。胥、誦如誦。謂其有才知、為什長。

とあるが、これがそうである。この役は右の軍役とも徒役とも違うもので、官界にあつて官庁の職務遂行をたすけるものとされよう。(以下、この役を胥徒という。)周礼の力役制度は兵農一致の原則にたつものであるが、かくて、その力役はすべての壮丁を対象とする兵役(これは平年にあつては一年のうち一定の時期だけ軍事訓練に出る形をとる)、(田獵のとき、寇賊を捕えるとき以外は)家ごと壮丁を一人ずつ徴発するに過ぎない徒役、胥徒に三大別出来るのがわかる。ただし、この三つの役がどのような相互関係にあるのかということ、例えばある壮丁が徒役に当たるとき、そのものは胥徒に出なくてよいかどうか、といったことはわからない。(右の軍役、徒役は小司徒の掌るものであるだけに六郷の制とすべきであるが、鄭玄のいうように、その体制は六遂においても同様であつたと考えられる。ただし、胥徒が全国の壮丁を対象とするかどうかはわからない。)

(なお、(a)では壮丁すべてが出る役という意味で軍役、田獵の役、寇賊を捕える役を列挙し、(d)では役の内容を問題として家の徒役をとりあげ、その役のなかで家の壮丁すべてが出るものとしてとくに田獵の役、寇賊を捕える役をあげている。そこには、記載が重複している嫌いがないでもない。しかし、(a)、(b)、(c)ともに一応独自の観点から記述が行なわれているのであるとすれば、その点もさして異とするに足りぬかも知れない。)

ところで、周礼にあつては、胥徒は他の二役と同様一般民衆の壮丁を対象とする力役である。しかし、いわゆる古典のなかには、それにほほ該当する力役に(公)卿大夫士の秩序における士があてられるべきであるとしているものがある。すなわち礼記玉藻に、

税租をめぐつて(越智)

税租をめぐつて(越智)

士曰伝遽之臣。

とある。この鄭玄の註に、

伝遽、以車馬給使者也。

とあるが、この礼記の記事は、(公)卿大夫士の秩序における士が車馬の役に給されるのを示している。なお、この孔穎達の疏に、

遽、是促遽。士位卑、給車馬役使。故称伝遽。亦謂対己君也。皇氏以為対国君。其義亦通。

とある。これは右の正しい理解とされよう。周礼の身分秩序と礼記のそれとは必らずしも合致しないのであるが、何れにしても、広く古典に依拠した際、下級の支配者層も亦胥徒(乃至それに準ずるもの)の対象となることがある、といえよう。この場合、胥徒は自ら一般庶民の全壮丁を対象とし、さらに下級の支配者層をも対象とすることになる。それだけに、周礼の記述いかんにかかわらずそれは全国的なものとなる。

さて、右の周礼の力役制度に関しては一つの注目すべきことがある。それは中央と地方とで力役に就く年齢などが違うということである。いま周礼司徒教官之職、郷大夫を見ると、

以歳時登其夫家之衆寡、并其可任者。国中自七尺以及六十、野自六尺以及六十有五、皆征之。其舍者、国中貴者賢者能者服公事者老者疾者。(下略)

とあり、その鄭玄の註に、

登、成也。定也。国中、城郭中也。晚賦税而早免之。以其所居復多役少。野、早賦税而晚免之。以其復少役多。鄭司農云、征之者、給公上事也。舍者、謂有復除、舍不収役事也。(下略)

とある。さきに「可任也者」が(鄭玄のいうようなものではなく)力役にたえる壮丁を意味することにふれた。右の「可任者」はその「可任也者」と同質であるに相違ない。つまり、右の「征」すべき力役は壮丁(「可任者」)を対象とした力役なのである。要するに、いまとりあげている周礼の力役は、国中では七尺(二十才)から六十才まで、野では六尺(十五才)から六十五才までの壮丁を対象とする力役である(3)。この国中と野とは、西魏・北周では中央と地方、と読みかえることが可能である。なお、力役を負担すべき壮丁の年齢の違いについて鄭玄は、復除が多く力役が少ないこと、逆に復除が少なく力役が多

いことの違ひによるとしている。こうした理解は恐らくほほ間違ひないところであろう。

なお、鄭玄が小司徒で「可任也者」を男女の力役の事にたえるものとし、ここでは「可任者」を力役にたえる壮丁という線で理解していることについてであるが、鄭玄は経書を読むにあたり、基本的には一夫一婦が家をなすものであるとしている。（それだけに、例えば、壮丁でそれぞれ結婚している兄弟二人が一つの家をなすといったことは考慮の外にあった。）さきの小司徒の家は本来一家内に数人の壮丁がいるとすべきであるけれども、もしそう読めば自説と矛盾する。それだけに鄭玄はその「可任也者」をあえて男女の力役の事にたえるものを意味する、といった苦しい説明をしているのであろう。しかし、右では壮丁そのもの乃至夫婦の家（夫家）を基準とした記述がなされている。それだけに鄭玄は基本的に一夫一婦が家をなす、という自説と矛盾することなく、「可任者」を力役にたえる壮丁を指すという線で説明しているのであろう。（こうした鄭玄の家の理解はそれなりに大きい問題を含んでいるので、後日稿を改めて検討することとする。）

後周太祖作相、創制六官。（中略）司均掌田里之政令。凡人口十已上、宅五畝。口九已上、宅四畝。口五已下、宅三畝。有室者、田百四十畝。丁者、田百畝。司賦掌功賦之政令。凡人自十八以至六十有四与輕癯者、皆賦之。其賦之法、有室者、歲不過絹一疋綿八兩粟五斛。丁者、半之。其非桑土、有室者、布一疋麻十斤。丁者、又半之。豊年則全賦、中年半之、下年三之。皆以時徵焉。若艱凶礼、則不徵其賦。司役掌力役之政令。凡人自十八以至五十有九、皆任於役。豊年不過三旬。中年則二旬。下年則一旬。凡起徒役、無過家一人。其人^有有年八十者、一子不從役。百年者、家不從役。癯疾非人不養者、一人不從役。離凶礼、又無力征。

とある。周書盧弁伝に盧弁のつくつた六官の制について「事竝行。」とあるが、ここに示されている具体的な諸制度は、西魏極末のみならず北周建国時にも行なわれたであろう。ここでは壮丁について、賦税及びそれと対応する授田の対象となる年齢を十八才から六十四才まで（その年齢以内の軽度の癯を含む）、力役の対象となる年齢を十八才から五十九才まで、としている。ここに見える力役には全壮丁を対象とし、年の豊凶によつて年間十日から三十日まで服役するものと、家ごと一人が服役する（この家け戸籍制度上の戸_ノ家）に過ぎない徒役（服役日数不明）との二つがある。周礼において役の基本となるのは兵役であるが、前者は兵役とは解しがたい。すなわち、それは全壮丁を対象とするものではあるが、それにしても、年の豊凶

税租をめぐつて（越智）

税租をめぐつて(越智)

によつて服役日数が年間十日から三十日までといった大きい差があることは基本の役としてはあまりにも不安定である。こうした点と、のちにふれるように、北周において胥徒(の役)にあたるものが(一般庶民の全壮丁を対象とするに止まらず)下級の士人層をもその対象とする点とをあわせ考えると、それは自ら胥徒となり、かつその役が(一般庶民だけを対象とする)周礼と(士下級の支配者層をも対象とする)礼記とをあわせふまえたものであるとされよう。また、後者はすでに北魏に見える雑徭がこれにあてられたことが考えられる(4)。

二

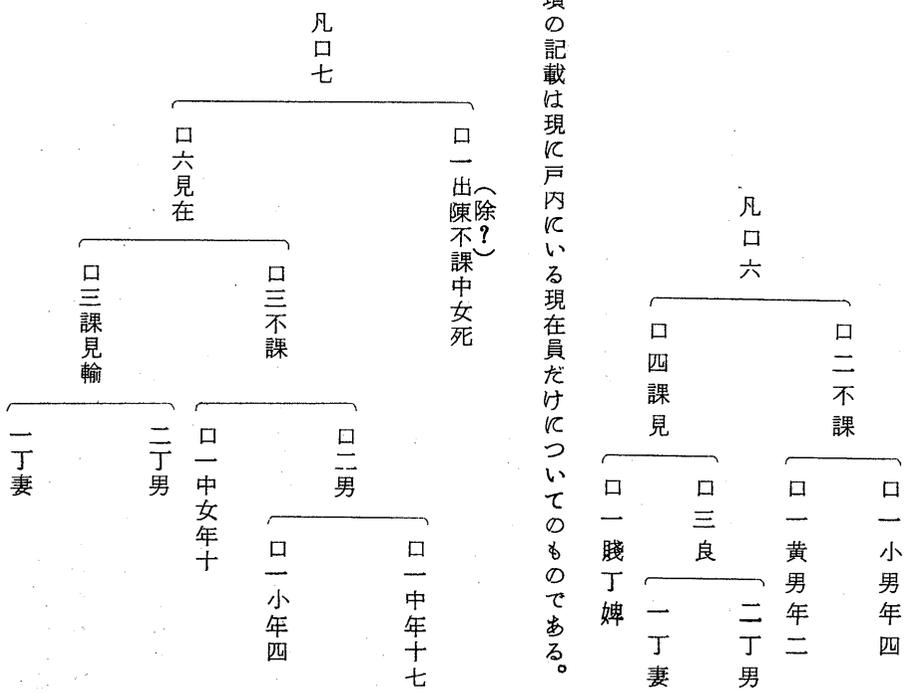
本節は主としてB文書の税租をとりあげる。

論を進めるにあたり予め確かめておきたいことは、A・B両文書における課の用法である。魏晋南北朝の税役制度にはまだ流動的なのところがある。巨視的にはそれは唐に入つて整備されるといえるが、それだけに前者の制度的用語には、後者の場合ほど明確に限定された内容をもつことなく、いわば文字のもつ意味がそのまま現われているようなものもある。唐時代制度上麻布だけを意味するといわれている布が当時絹布(絹のぬの)を意味することがあるのはその一例である。ところで、A、B両文書における課にはいろいろな用法がある。例えば、B文書第七葉の「口什拾捌課見輸」の課は明かに租のことであり(5)一方、(4)文書第十三葉、第八葉その他に見える「課見輸」の課は租調のことであつて両者は相違する。また、のちに引用するB文書第五葉の「都合課丁男參拾柒人」の課は公権力が負担させる力役のことである。これらを見ただけでも直ちに理解出来るように、その制度的用語として現われている課の語にはいろいろな意味がある。それらに通ずる基本線は結局わりあて、わりあてるもの、ということである。(民衆側からいえば、それは負担する、負担するもの、ということになる。)こうした課はA、B両文書において、その記されている場所によつてわりあて、わりあてるもの、という基本線をもちつつもそれぞれ特定の意味を示しているが、それはその文書を取扱う専門家がみればその内容がすぐわかるようになっていると考えられる。以下、こうしたことを頭において論を進めて行くこととする(6)・(7)。

さて、A文書第十六葉の某の戸には、

とある（補註）。（見とあるのは補ったもの。）「凡口六」の項の記載は現に戸内にいる現在員だけについてのものである。
 とある（補註）。（見とあるのは補ったもの。）「凡口六」の項の記載は現に戸内にいる現在員だけについてのものである。
 とある（補註）。（見とあるのは補ったもの。）「凡口六」の項の記載は現に戸内にいる現在員だけについてのものである。

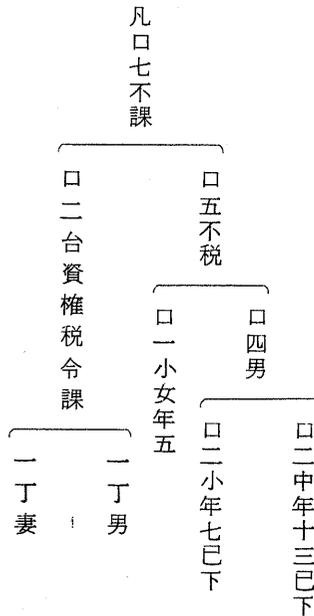
税租をめぐつて（越智）



税租をめぐつて(越智)

とある。この「凡口七」の項の記載は、現に戸内にあるものと、すでにある時点以後除かれているものについて記している。後者の始まる時点は不明であるが、何れにしてもそれは現在員について記す際の一つの確認事項ともいふべきものである。さて、「凡口六」、「凡口七」の項の記載は、現在員については(一)総人数、各人の年齢乃至丁・中などの区別、男女の区別、(二)課||租調を出しているか否かの区別を示している。この租調の額の合計は他の個所に明記してある。また、(三)そこに丁男とあれば、兵役その他の役に出るべきであつた。それだけにそれは課||力役の有無を(自動的に)示しているといえる。(「凡口七」の類の記載は、他のいくつかの戸にも見える。)

右は庶民の戸について見たものであるが、つぎに台資(下級の九品官)の劉文成の戸を見ると、記述形式が右の場合とかなり異り、



となつてゐる。これは現在員について、(一)総人数、各人の年齢乃至丁・中などの区別、男女の区別を示している。(二)租調を出していることについては、他の箇所に、

計布一匹

計麻二斤

計租四石

二石五斗輪租

一石五斗折輸草三畝

とあって、租調の額が明示してあるのをあわせ考えると、「一丁男、一丁女」とあるのが一丁男、一丁女分の租調を納めるのを示していると考えよう。

問題となるのは(三)力役であるが、そこにはその戸全体について「凡口七不課」とある。その「不課」の課は右に見たような様態である以上、租調のことではありえない。(この戸は課戸上であるが、その課戸は戸内に課||租調を負担する丁男のいる戸という意味であろう。)ここでB文書を見てみよう。それには、

都 合 課 丁 男 三 拾 七 人
 五 人 雑 任 役 師
 一 人 獵

一	人	防 閣
二	人	虞 候
三	兩	定 見
六	丁	兵 卅
乘	二	人

とある。定見とあるのは、晋書卷四十二王濬伝に、西晋の平呉の役のこととして、「(王濬)又索蜀兵及鎮南諸軍人名定見」とある際の定見と相通するもので、兵士の定見簿に記されているものといった意味であろう。六丁兵制とは、六人が一集団と
 税租をめぐって(越智)

税租をめぐる(越智)

なつて一年に二箇月ずつ兵役に服する制度である。従つてその組からはみ出ている乗は剰で、B文書以外の六丁兵の他の集団に入れられ、そのなかの四人と合して一組の六丁兵集団をつくるのであろう。ここに五人と三十二人とが区別され、三十二人が六丁兵の対象、五人が雑任とされているが、それはB文書(の他の箇所)において三十二人の一般庶民の壮丁(白丁)と五人の台資とがいるとされていることと相応じていると考えられる(8)。つまり、台資の丁男は課丁男(力役を負担する丁男)であるけれども、現実に丁兵の役を負担することなく雑任(役)だけを負担していると考えられる。この際A、B両文書に示された力役制度が共に周礼、礼記という古典をふまえたものとして同一であるとする、台資たる劉文成の戸について「不課」とある際の課は丁兵の役を指すべきことにならう。そうすると、「台資権税令課(台資、税を^カ推りて課せしむ)」の税は免丁兵役税というべきものになり、「不税」はそうした税を納めないということにならう。

ここでB文書の税租の記事をとりあげてみよう。それは、

都	合	税	租	両	拾	四	斛	(衍?)
	拾	六	石	五	斗	輸	租	
		九	石	五	斗	上	四石五斗不課戸上税	
							五石台資口計丁床税	
		六	石				中	
		一	石	不	課	戸	下	税
		七	斛	五	斗	折	輸	草
			三	石	折	輸	草	六
			四	石	五	斗	折	輸
							草	九
							畝	中
								上

とあるものである。(下戸の折輸はなし。)これからその税租は税ともいわれているのがわかる。税租の語は、晋書載記卷十三符堅伝上に、符堅が代王涉翼健を討つたときのこととして、

(前略) 散其部落於漢鄣辺故地。……治業營生、三五取丁、優復三年、無稅租。

とあるものに見える。これは(戸を対象に)三五の率で役に徵発すべきものに対して、三年間その力役を免じ、しかも力役免除に對しかけるべき税をもとらなかつた、という意味であろう。(この力役体系はいまとりあげているものと違うが、ただ税租についてだけいえば同質のわけである。)こうした理解が正しいとすると、税租は免役の代りに出す税ということになる。また、魏書卷四十一源賀伝に、

徵稅租粟。

とあつて、その際の税租が粟であつたのを示している。さきの台資(夫婦)の丁兵の役免除の代りに納める税は、必らずやこの税租と基本性格を同じくするもので、この際は、B文書に見える税租こそがそれに該当するのであろう。さて、右には不課戸上の税(〓税租)、不課戸下の税租が見える。それとならぶものとしての「六石中」の税は不課戸中の税租とすべきである。ところで、B文書では、「戸六足」の戸主は男子の癯、老、中、小である。また、「戸十三二分未足」の戸主のうち一戸だけ男子の老の戸主がいる。また、「戸一無田」には老女の戸主(戸の構成員一人)がいる。こうした戸は当然戸内に丁男を含まない。それだけにその戸は課〓租調を負担する丁男がない戸という意味で不課戸であるが、それと同時に、課〓(力役中最も基本的な)六丁兵の役(、その他の力役)を負担する丁男もいないので免丁兵役の戸でもあるわけである。B文書の税租(〓税)は必らずやこうした戸をも対象とし、その税租は免丁兵役税を意味しているのであろう。

さて、いまとりあげている兵役免除の場合、一般には戸そのものが対象とされている。それにもかかわらず台資にあつては丁たる台資夫婦(の家)が問題とされている。つまりそこには台資の妻の丁女が出てきているのであるが、これについてはつぎのような観点から理解すべきである。台資劉文成のもつている蘆寇將軍は通典に見える北魏の九官品では從七品下の下級品官である。この文書に出てくる台資もその程度のものであろう。そうしたものにあつては、その免役の特権は本人に留まる。つまり、当時の戸籍は(兄弟の終世同籍の)戸を対象としている(9)が、この際、その官吏としての特権なり資格なりは基本的に戸全体に及ぶものでなく、夫婦の家においてのみ存在する。それは裏からいえば、その身分と関連して生じている負担(例えば税租)は夫婦の家にかかるといふことである。こうした際、劉文成夫婦が「口二台資」とされていること、つまり、その夫婦の構成する家が台資という資格をもつとされていることは注目に値する。それは台資(夫婦)の家を含む戸が、同時に台

税租をめぐる(越智)

税租をめぐる(越智)

資でない一般丁男を含んでいた際、その丁男が丁兵制の対象となるだけに、その戸は免丁兵役税としての税租を負担することはない。ただそのなかの台資(夫婦)の家だけが税租を負担する、という理解を頭において読むべきものである。さらにいえば、それは、戸が兄弟の終世同籍を原則とするだけに、多数の丁男を含み、そこに台資もおれば一般丁男もいる、といった場合が想定出来ることを前提としたものということになるであろう。(劉文成の戸にあつては、台資劉文成夫婦の家とその戸とが一致しているわけである。)

以上考察したことは、兵役が国家の基本的な役であることを自ら証明しているといえよう。

さて、B文書では、すでにふれたように、丁男がいない戸が八戸ある。いま、試みに(授田の全くない)老女のみを不課戸下とし、他の不課戸七戸を不課戸上と不課戸中とにふりわけてその税租額を推定してみると、一応、不課戸上二戸で一戸あたり(狭義の)税(〓税租)二石二斗五升、折納分一石五斗、合計三石七斗五升。不課戸中五戸で一戸あたり(狭義の)税(〓税租)一石二斗、折納分九斗、合計二石一斗。不課戸下は全部で一石。という計算が最も整合的をようである。それはほぼ中は下の倍、上は中の倍となる。台資は一丁床あたり九斗となるが、台資の場合は一面で特権的存在であり、他面で雑任に出るのであるから少ないのは当然ともいえよう。

ここでB文書の記載年次について考えてみよう。下級品官である台資は、租はA文書ではこれを負担しているが、B文書では免ぜられている(9)。調はA、B両文書の何れにあつてもこれを負担している。力役の基本となる兵役はA、B両文書の何れにあつてもこれを免ぜられ、その代りに免兵役税を負担している。(ただし、その税は夫婦の家単位で負担している。)一方唐の開元七年及び開元二十五年の賦役令では、

諸内外六品以下官、及京司諸色職掌人、合免課役。

とあつて、第六品以下の下級品官や諸色職掌人も悉く課役〓租調役を免ぜられたのを示している(10)。この役〓歳役についてであるが、すでに他稿で論じたように、B文書に見える六丁兵制(年間六十日の服役)は北周時代八丁兵制(年間四十五日の服役)、ついで十二丁兵制(年間三十日の服役)に改変され、隋初さらに年間二十日の歳役に改変され、それに出ないものは庸を負担することになった。(この歳役は、中央の国家的土木事業に労力を提供させる形をとっている(11))。(巨視的に見た際北周において一般庶民の兵役量が減少して行くわけであるが、これは北周における兵民分離策と関連をもつ(12))。右の唐令の

役はこの年間二十日の歳役の（後身の）ことである。なお、A、B 両文書では下級品官である台資が現実に丁兵の役を免ぜられる代りに免兵役税を負担しているが、唐になるとこうしたものはなくなつたようである。このように見てくると、下級品官である台資（ひいては下級品官一般）は、租はA 文書の示す西魏の大統十三年現在でこれを負担していたが、B 文書の示す時点ではこれを免ぜられ、それが右の唐の開元の兩令に及んだ。調はA、B 両文書の示すそれぞれの時点においてこれを負担していたが、のち（唐時代を含む）ある時期にこれを免ぜられ、それが唐の開元の兩令に示されている。免兵役はのち年間二十日の歳役になるが、A、B 両文書の示すそれぞれの時点において現実にそれを免ぜられ、代りに免兵役税を負担していた。唐の開元の兩令では兩者ともにこれを免ぜられている。という図式が成立しよう。ここではB 文書は自らA 文書よりあとのことを記したものとされよう。（A 文書の示す時期—大統十三年の兵制は、六丁兵制少なくとも何らかの丁兵制的なものであつたとして大過なからう。）

ここで雑任について考えてみよう。B 文書に見る雑任のうち内容のわかるのは獵師、防閑、虞候である。そのうち防閑は、（現実に長官の警護の機能をもつものであるにしても、かつての衛士と同様、基本的には）官庁の職務遂行をたすけるものといえようが、獵師は長官（など）の個人的雑用を弁ずるもの一つである。その具体例として、周書卷三十七裴俠伝に、河北太守であつた裴俠について、

此郡旧制有獵夫三十人。以供郡守。俠曰、以口腹役人、吾所不為也。乃悉罷之。又有丁三十人。供郡守役使。俠亦不以入私。茲收庸直、為官市馬。

とある際の獵夫などがあげられよう。こうした雑任については、やや結論的ないいかたになるが、本来胥徒は官庁の職務遂行をたすけるものであつた。そうした胥徒の後身として雑任が存在するが、雑任の職務はのち拡大解釈され、雑任のなかに官庁の長官（など）の個人的雑用を弁ずるものを含むようになった、とすることが出来る。ところで、そうした雑任について重要なことは、その負担が一般庶民だけでなく、下級の支配者層にも及んでいることである。いまそれをとりあげてみよう。周書卷四十樂運伝に、北周時代のこととして、

運乃輿櫬、詣朝堂、陳帝八失。……六曰、都下之民、徭賦稍重。必是軍國之要、不敢憚勞。豈容朝夕徵求、唯供魚龍爛漫。士民從役、祇為俳優角抵、紛紛不已。財力俱竭、業業相顧、無復聊生。凡此無益之事、請並停罷。

税租をめぐつて（越智）

税租をめぐつて(越智)

とある。ここでは天子に供する雑任としての獵師などがその度を外れて仕事をさせられているのが示されている。ここに士民従役とあるが、この際の士民は蓋し伝統的用法としての士民のことで、一般的には士―支配者層―と民―庶―被支配者層―とを指すが、ここでは士のうちの下級のものゝ民―庶とを指しているとすべきであろう。このようにたとえ下級のものであつても支配者層を雑任の対象とすることは、同時にその雑任が一般庶民(の杜丁すべて)を対象としたことを察せしめるに足らう。雑任が一般庶民だけでなく下級の支配者層をもその対象とすることは、さきに見た下級の九品官である台資が雑任の対象とされたのと自ら相応ずる。(いま下級の支配者層としているものは、当時の社会的実態―社会的意識としてのそれではなく、国家の体制―官僚機構面からみたまものである。)

さて、唐時代、勲官(など)の場合、課役(―租調役)を免ぜられるけれども、兵部上番などの役に服したことが指摘されている(4)。これは巨視的には右の一部下級の支配者層が雑任を負担したことが隋をへて唐に引継がれたのを物語るものである。ところで、隋時代、周礼の胥徒について、それが庶民が力役に徵発されたものであるとしながらも、同時に庶民在官を意味するとする一見矛盾した説明が行われている(5)。蓋し、後者は西魏以来一部下級の官吏―支配者層を雑任の対象としたのをふまえて生じた一つの読みかえであろう。(こうした理解は、北周の力役制度が周礼だけでなく礼記をも部分的にふまえたものであることを示している(6)。)

最後に、力役を負担すべき年齢が中央と地方(敦煌)とで相異していると思われることをとりあげてみよう。前掲の六官の制では賦税及びそれと対応する授田の対象となる年齢が十八才から六十四才まで(その年齢以内の軽度の瘵を含む)、力役の対象となる年齢が十八才から五十九才までで両者には違いがある。ところで、B文書では(男女の)賦税及びそれと対応する授田の対象となる年齢(丁たる年齢)と(男子の)兵役・雑任の対象となる年齢(丁たる年齢)とは一致しているとして差支えない。(少なくとも違つていないことを示唆する点はないといえよう。)ところで、その丁の最終年齢は六十四才と考えられる。(丁の開始年齢は不明であるが、恐らくA文書の場合と同様十八才であろう。)そうすると、B文書の方が兵役・雑任を負担する最終年齢が長いということになる。つぎにA文書であるが、丁の開始年齢は十八才で、その最終年齢は不明であるが六十才が丁、六十五才が老であることがわかる。A文書の賦税、授田、兵役、雑任の年齢関係はB文書のそれと同一であると想定されようが、そうすると、A文書の方も兵役、雑任を負担する最終年齢が長いということになる(7)。恐らく敦煌では六官の

制が存在した時期にあつても、中央にくらべて丁男の兵役・雑任を負担する最終年齢が長かつたのであろう。こうした中央と地方との相異は、さきに見たように周礼で国中―中央と野―地方とで力役を負担する年齢に違いがあり、前者よりも後者の方が長かつたこととの関連において理解すべきであらう。(六官の制における女子の丁たる年齢などについての考察は省略する。)

註

(1) 本文書の研究史については、前掲、「西魏・北周・北斉の均田制をめぐって」(以下別稿という)の註など参照。

なお、本稿で述べる私見で、かつて筆者が述べた私見と相異するところがある場合は、本稿の方をとるものとする。

(2) 拙稿、「井田制の家―戦国秦漢時代の家の理解をめぐって―」(古代文化第二十三巻第四号)参照。

(3) 二十才、十五才という年令比定は周礼の疏による。

(4) 北朝の雑徭は別にとりあげる。

(5) このB文書では、「口仵拾捌課見輸」とならんで、「牛陸頭」とあり、その内訳として、

四頭 受 田 課

二頭 未受田不課

とある。また、同じ集団について

都合調布參拾參匹參丈捌尺

とあり、

都合麻陸拾柒斤捌兩

税租をめぐって(越智)

とあり、さらに、

都合租捌拾捌斛參斗

とある。それぞれには内訳けがあるが、その内訳けの人数及び牛の頭数と一人あたり及び一頭あたりの課税額とをあわせ考えれば、調の布を負担するものは、台資(男・女)十人、丁(男・女)五十七人、婢一人、牛四頭となる。調の麻を負担するものは、台資(男・女)十人、丁(男・女)五十七人、婢一人となる。(牛は負担なし)租を負担するものは、丁(男・女)五十七人、婢一人、牛四頭となる。

(前掲山本氏論文参照。なおここでいう丁は台資でない一般庶民の男女の丁のことである。)このように見てくると、いまとりあげている「口仵拾捌課見輸」の口五十八は丁(男・女)五十七人と婢一人との合計五十八(人)のこととなり、その課(見輸)は租のこととなる。またこうした理解をすれば「牛陸頭」の内訳けについても何ら支障なく読むことが出来る。

(6) 別稿参照。

税租をめぐって(越智)

(7) 本文書の残面判読、例補、推補などについては、前掲、池田氏著書参照。

(8) 前掲、山本氏論文参照。

また、丁兵制については、西村元佑氏、「中国経済史研究」第二篇第二章第三節一「六丁兵と八丁兵・十二丁兵」及び拙稿、「北朝の丁兵制について」(東方学第三十二輯) 参照。

(9) 拙稿、「漢時代の戸と家―主として戸籍制度面からみた―」(史学雑誌第七十八編第八号) 参照。

(10) 註(5)参照。

なお、B文書では五組の夫婦と考えられる台資(山本氏前掲論文)が調を負担するが租を免ぜられている。これは租の免除が台資夫婦の家を対象としたのを示しているといえよう。こうした夫婦の家の特権的身分のありかたについては、さきに税租について見たのと同じことがいえる。

(11) 宮崎市定氏、「唐代賦役制度新考」(東洋史研究第十四巻第四号)、前掲、「中国经济史研究」第三篇第三章「唐律令における色役資課に関する一考察」参照。

なお、本稿で掲げた唐令は、仁井田陞氏、「唐令拾遺」から引用したものである。

(12) 前掲、「北朝の丁兵制について」参照。

(13) 浜口重国氏、「秦漢隋唐史の研究」第一部第四「西魏の

二十四軍と儀同府」参照。

(14) 松本雅生氏、「唐代の勳官について」(西日本史学第十二号) 参照。

(15) 拙稿、「晋南北朝の流、職掌、胥について」(法制史研究二十) 参照。

(16) A、B両文書では一般庶民が雑任を負担したことは見えない。しかし、いままで見てきたところから一般庶民は当然雑任を負担したとされよう。蓋し一般庶民の負担した雑任や雑徭(的なもの)はA、B両文書以外のところに記載されていたのである。

(17) 前掲、山本氏論文参照。

補註 引用文書の文字は、なるだけ当用漢字を使用する。

なお、魏晋南北朝以前、同一人物が同時に、性格の違う二つの家、(戸)に属することがある。(この家、戸はその当時の用法、乃至概念である。)